=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=9件(12月22日~1月5日分)
- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) タクシー運転者が救護義務違反などの疑いで逮捕
- (3) タクシーが横断歩道上の歩行者を撥ねた事故
- (4) タクシーが交差点で自転車に乗った女性を撥ねた事故
- (5) タクシーが鉄道車両と衝突した事故
- (6) タクシーが横断中の歩行者を撥ねた事故
- (7) タクシーがガードレールに衝突後に出火した事故
- (8) タクシーが車道にいた歩行者を撥ねた事故
- (9) トラック運転者が救護義務違反の疑いで逮捕
- 2. 降積雪期の輸送の安全確保を徹底しましょう! (再周知)
- 3. 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう! (再周知)



【1. 重大事故等情報=9件】(12月22日~1月5日分)

(1)乗合バスの車内事故

12月30日(金)午後2時5分頃、鹿児島県のバス停において、同県に営業所を置く乗合バスが客扱いを終えて発車したところ、当該バス停で乗車した乗客1名(女性、69歳)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が右大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該バスの運転者は、乗客の着席を確認した後に当該バス停を発車したが、転倒した乗客は、座った席の窓からの日差しが気になったことから、他の座席に移動しようと席を立ったためバランスを崩した模様。

(2) タクシー運転者が救護義務違反などの疑いで逮捕

12月17日(土)午後10時55分頃 神奈川県において、東京都に住所を置く個人タクシーが走行中、道路を横断していた歩行者(男性、59歳)を撥ねたが、被害者の救護措置を行わずにそのまま現場を走り去った。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

その後の調べで、警察は、当該タクシーの運転者を自動車運転過失致死と道

路交通法違反(救護義務違反)の疑いで逮捕した。

当該タクシーの運転者は、警察に対して、「何かにぶつかったが、人を轢いた とは気づかなかった。」と話している模様。

(3) タクシーが横断歩道上の歩行者を撥ねた事故

12月23日(金)午前1時25分頃、大阪府において、府内に住所を置く個人タクシーが空車で走行中、交差点を通過しようとしたところ、横断歩道上の歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

事故当時、当該交差点の信号は、当該タクシー側が青信号で、当該歩行者側は赤信号であり、当該歩行者は、当該横断歩道の中程まで渡った後、引き返してきたところで当該タクシーに気づき、その場にしゃがみ込んだ模様。

(4) タクシーが交差点で自転車に乗った女性を撥ねた事故

12月23日(金)午前1時30分頃、東京都において、都内に住所を置く個人タクシーが空車にて走行中、信号機のある交差点を青信号で通過しようとしたところ、交差点内で転倒していた女性(21歳)を撥ねた。

この事故により、当該女性が死亡した。

事故当時、当該女性は、自転車に乗って当該交差点の右側から進入し、当該個人タクシーの前方を走行していた別のタクシーの右側面に衝突して転倒したため、当該別のタクシーは、道路左側に回避し、当該女性の救護を行うところだった模様。

(5) タクシーが鉄道車両と衝突した事故

12月23日(金)午前5時40分頃、青森県の踏切において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、鉄道車両と衝突した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、当該タクシーの運転者は、遮断機が下りてきたのを確認し、踏切 手前で停車したが、踏切との距離が長かったため、少し前に出ようと前進し、 再停車しようとしたところ、スリップして遮断機を突き破り、踏切内を通過中 の鉄道車両の側面と衝突した。

事故当時、周辺は吹雪で路面は凍結していた。

この事故の影響で、路線の一部区間(上下線)が運休したほか、最大6時間 10分遅れた。

(6) タクシーが横断中の歩行者を撥ねた事故

12月29日(木)午前1時頃、福岡県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、横断歩道のない道路を横断していた歩行者(男性、61歳)を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。当該タクシーの運転者及び乗客は

負傷はなし。

事故現場は、片側二車線の直線道路(制限速度時速50キロメートル)で、 当該タクシーは、右側の車線を時速約80キロメートルで走行していたところ、 右側から左側へ小走りで横断していた当該歩行者に気づき、急ブレーキをかけ たが間に合わなかった模様。

(7) タクシーがガードレールに衝突後に出火した事故

12月29日(木)午前6時30分頃、千葉県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、下り坂の左カーブ手前でスピンして、 道路左側のガードレールに衝突、その後、当該タクシーのエンジンルームより 出火したが、駆けつけた消防隊の消火作業により鎮火した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、道路の一部が凍結していた模様。

(8) タクシーが車道にいた歩行者を撥ねた事故

1月2日(月)午後4時55分頃、岩手県において、同県に営業所を置くタクシーが空車にて走行中、車道の左側にいた歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者は頭などを強く打ち、病院に搬送されたが死亡 した。当該タクシーの運転者に負傷はなし。

事故現場は、見通しの良い直線道路で、事故当時、周辺は暗く、当該歩行者 は黒っぽい服装だった。

また、当該道路の路面は濡れた状態で、歩道にのみ雪が積もっていた。

(9) トラック運転者が救護義務違反の疑いで逮捕

12月20日(火)午後9時30分頃、埼玉県において、同県に営業所を置くトラックが走行中、自転車に乗った男性を撥ねたが、当該トラックの運転者は、救護措置を行わずにそのまま現場を走り去った。

この事故により、撥ねられた男性が死亡した。

当該トラックの運転者は、事故直後、所属営業所の従業員に「ぼ一っとして、何かにぶつかったかもしれない。」と電話をしていたが、当該トラックが帰庫した際に、フロントガラスが割れているなど損傷が大きかったことから、当該トラックの運転者に損傷の経緯を確認したところ、人身事故を起こした可能性があったため警察に報告した。

その後、警察が車庫に停車していた当該トラックを確認したところ、事故現場に落ちていた部品と一致したことなどから、当該トラックの運転者を自動車運転過失致死と道路交通法違反(救護義務違反)の疑いで逮捕した。



【2. 降積雪期の輸送の安全確保を徹底しましょう!】

国土交通省では、これまでも降積雪期の輸送の安全確保について注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。特に昨冬期は、気象観測史上最高の降雪量や一日で通常の年間降雪量を超える量の降雪が記録されるなど、異常な降雪状況となったことにより、多数の走行不能車両が発生し、長時間にわたり道路交通が停滞する状況となりました。このような状況を踏まえ、今般、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」(平成23年12月22日付国自総第250号、国自安第52号、国自情第128号、国自旅第121号、国自貨第59号)により、自動車局長から降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう、関係団体あてに通知しました。

以下の項目を徹底し、事故防止に努めましょう。

*バス、タクシー、トラック共通

- (1) 気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
 - ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期に適切な方法でスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
 - ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
 - ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
 - ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
 - ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急 ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じ た安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

*バス

- (2) 乗務員に対して、高齢者、障害者等災害時要援護者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。
- (3) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

*レンタカー

(4) 降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

*バスターミナル

- (5) 気象情報 (大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む) や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (6) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を 図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図るこ と。

* 自動車道

- (7) 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (8) 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- (9) 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検 を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措 置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- (10) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。

【3.年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!】

国土交通省では、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、12月10日~翌年1月10日までの期間を年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間と定めております。

各自動車運送事業者等の方々におかれましては、期間中に下記URLの掲載された点検表を利用し輸送等の安全の確保に万全を期するために自主点検を実施しましょう。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html)

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/fag.html)

【参考】

*自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- *自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。
